

右証文池田家より被下置候處寛永九年焼失、其後御証文無之候得共、御代々御城主神吉村高の内にて年々被下置候。〔村翁夜話集〕

一社領高五石 池田三左衛門様御寄附

則慶長十八癸丑年十月 射場友軒様御証文有之候處寛永九年出火の際焼失仕候、然れ共御代々様御書替御証文被下置候、右社領神吉村大庄屋三郎兵衛田地の内に御座候に付同大庄屋より社納仕候右境内に新田畠七畝先年御断申上新聞仕則社僧作仕候。〔神吉組社寺明細帖〕

一慶長十八癸丑年十月姫路城主池田三左衛門輝政侯莊内神吉村本田の内高五石（納米二石五斗二升五合）社領として御寄附、其節奉行射場友軒殿の折紙有之しも寛永九年甲申年失火の際焼失仕無之候然れ共池田家御時代は勿論神原式部大輔様御代にも尙引續き御寄進相成、其後領主酒井雅樂頭殿御時代まで相變らす先規の通り年々御下與相成候處明治維新以後遞減祿を以て遂に廢止せられ候。〔社寺明細帖〕

○祭禮

今より六百年の昔即應永三年九月二十三日大國村字村中に當社を創建し神吉莊の氏神として尊崇す後七十年を経て應仁二年八月現今の地に社殿を移し大國の地に御旅所を造營す、例祭には此御旅所に神輿渡御の式あり、舊幕時代には姫路藩主家臣二名を參列せしめて當社崇敬の誠を致せり、例祭日は神社創立以來九月二十三日なりしを明治三十六年以後十月十五日に改む、祭典は各村輪番にて勤む、明治二十年頃までは當番村は先づ舊暦八月朔日に村内の者一處に集合し神事に関する協議會を開き神幸式の頭人並に役割萬端を定む、頭人には大頭小頭の別あり、舊九月十三日王壇築て氏神を奉齋すべき神居を頭人の門前に茅草を盛り大榾を植ゑて作り奉告祭を行ふ、頭人は氏子を代表すべきものなれば王壇築きの當日より齋戒沐浴凶事に觸れず、其後四五年を経て改革あり、大頭を廢し小頭のみとなす、神幸式は當村の若者十七八年淺黃の袴袴に白晒木綿の手襪を脣にて菱形に結び常にちようさあ、ようさあ、の懸聲を四手に合せて神輿を左右に運び奉る、其こと當番村は八月以

降祭日まで月光明かるの夜常に練習を重ねる也例祭には村長氏子總代各村惣代當番村の役員全體禮服着用にて神幸式に奉仕す、左にその行列順を掲ぐべし。

先御先太鼓、次奉櫻花、次御鉾、次立傘、次臺笠、次御弓、次御太刀、次鐵砲、次神饌櫃、次白幣、次猿田彦、次頭人、次警固、次金幣、次猿田彦、次四手、次神輿、次神職、次村長氏子惣代各村惣代惣代以下一般參拜者。

○

一妙見大明神 神吉莊宮前村の北の山に在り。

頭人あり氏子村隔年勤之、神輿一基神式最賑し。

舞殿 拝殿 舞臺 橋掛 樂屋 門守殿 石鳥居

御旅所 大國村に在り、十町許未の方。

大國村の社にも舞臺ありて本社に散樂ある夜みやに此社にて二番勤之

社記曰、播磨印南郡、神吉莊氏宮、妙見山寶林寺、

平之莊

○鄉社 平之莊神社 山角村

妙見大明神 神吉莊宮前村にあり、例祭九月十三日。〔巡覽圖會〕

一妙見大明神 神吉莊宮前村にあり、例祭九月十三日。〔巡覽圖會〕

祭神 品陀別神 大國主神 天照皇大神 素盞鳴尊 保食神 小守神 菅原道真